

## 第60回日本弁護士連合会人権擁護大会フレシンプोजウム

# 監視カメラで逮捕される！？

# 電子情報社会の捜査活動とプライバシー

日時 2017年(平成29年)9月9日(土)  
午後1時30分～午後4時30分  
場所 大阪弁護士会館2階ホール

監視カメラにより収集される情報には、犯罪との関係の有無にかかわらず不特定多数の個人の生活情報や動静の情報が含まれます。監視カメラに映り込んだ個人の映像を、本人の気づき知らない経路で捜査機関が利用可能な状態におくことは、果たして当該個人のプライバシー権を侵害しないのでしょうか。令状に依らないGPSによる捜査については、平成29年3月15日の最高裁判決が、個人のプライバシーを侵害するものであり、公権力による私的領域への侵入を伴うものと指摘し、それを違法としています。

捜査機関にとって、監視カメラやGPSによる情報収集が犯罪捜査のために有用である側面は否定できません。しかし、捜査機関は、収集・集積したプライバシー情報を分析し、個人の私的領域の動静を、場合によってはその内心を、容易に把握することもできるのです。

また、いわゆる「共謀罪」法の成立により、捜査の対象となる「犯罪となり得る」個人の日常生活の範囲は拡大されました。捜査機関は、監視カメラやGPSなどにより収集した情報を端緒として、広く一般人を対象に共謀罪を理由とする捜査をすることもできるのです。

監視カメラやGPSにより収集された情報が、捜査機関に活用されうるという現実を踏まえて、その捜査手法に内在する危険性を分析的に議論し、電子情報社会の捜査活動とプライバシーの問題について考察を深めるべく、本シンポジウムを開催することとなりました。

多数の方のご参加をお待ちしております。

### 「捜査機関による動静監視情報収集の現実

—大阪府警の行政連携の監視カメラ映像提供協定書—

基調報告 鶴山 昂介 弁護士(大阪弁護士会)

### 「公権力によるプライバシー情報の収集・集積と共謀罪社会」

基調講演 高作 正博 氏 (関西大学法学部教授)

### 「プライバシー情報の収集・集積と市民社会—より安心・安全な社会になるのか？監視社会になるのか？—」

パネルディスカッション

高作 正博 氏 (関西大学法学部教授)

名取 俊也 弁護士(第一東京弁護士会)

大川 一夫 弁護士(大阪弁護士会)

コーディネーター 南 和行 弁護士(大阪弁護士会)

### 【参加申込み方法】

裏面参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX(06-6364-7477)にてお申込みください。

# 参加申込書 FAX 送信先 06-6364-7477

氏名	
電話番号	
参加人数	人

※ご提供いただいた個人情報は、大阪弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。

## 一時保育サービス（要予約・無料）

対象 原則、首がすわっている乳児～未就学児

時間 シンポジウム開始15分前から終了15分後まで

申込方法 一時保育を希望される方は、大阪弁護士会情報問題対策委員会担当事務局まで  
電話(06-6364-1227)でお問合せください。申込人数により、お断りさせていただくことも  
ありますので、ご了承ください。

申込期限 平成29年8月28日（月）まで

大阪弁護士会館

〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5



## Access

- ・ 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車  
出口1から徒歩約5分
- ・ 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車  
1号出口から徒歩約10分
- ・ 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ・ JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

本件に関するお問い合わせ先

大阪弁護士会委員会部人権課 情報問題対策委員会事務局

TEL:06-6364-1227

主催：大阪弁護士会 共催：日本弁護士連合会